



# 環境デュー・ディリジェンスに関する ハンドブックの解説

環境省「環境デュー・ディリジェンス普及セミナー」

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 サステナブルビジネス戦略センター（CSBS）

2024年3月18日



# 環境デュー・ディリジェンスに関するハンドブック



- 環境省は、2023年5月、「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門 ～環境マネジメントシステム（EMS）を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～」を作成。
- 我が国の環境デュー・ディリジェンス（環境DD）の取組を支援するため、関連する国際動向や国内企業の取組状況、「『令和4年度環境デュー・ディリジェンス普及等業務』に関わる冊子等検討会」での議論を踏まえて、OECDの「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」が求めるDDのプロセスについて、環境マネジメントシステム（EMS）等の既存の企業のリスクマネジメントとの関係を整理。

## ハンドブックの目次構成

1. はじめに：本書の背景と目的
2. EMSを活用した環境デュー・ディリジェンスの実践
  - (1) 総論：デュー・ディリジェンスとは
  - (2) 総論：環境デュー・ディリジェンスを実践する上での重要な考え方
  - (3) 環境デュー・ディリジェンスとEMSのプロセスの親和性
3. 参考情報

本日はこちらの概要を解説



環境省

### バリューチェーンにおける 環境デュー・ディリジェンス入門

～環境マネジメントシステム（EMS）を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～

2023年5月



※ ハンドブックの掲載先（環境省ウェブサイト）

[https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/post\\_38.html](https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/post_38.html)

# 環境DDを実践する上での重要な考え方

- 下記7項目を、我が国の事業者がより実効的な環境DDを実施する上での重要な考え方として整理。
- 関連する国際的な動向（ハンドブック公表時の最新情報に基づく）に関するコラムも掲載。

- ✓ 「責任ある企業行動」としての実施
- ✓ ステークホルダーとの対話
- ✓ 防止・軽減する負の影響の種類と目標
- ✓ リスクに相応した実施と優先順位付け
- ✓ 一連のDDプロセスの継続的な実施
- ✓ バリューチェーン全体への目配り
- ✓ 是正措置の実施、または実施への協力

# 環境DDを実践する上での重要な考え方①②

## ① 「責任ある企業行動」としての実施

- ✓ すべての企業は、事業活動を通じて、環境に何らかの負の影響を与えている、またはその可能性を有しています。これらへ適切に対処することは、企業が果たすべき責任のひとつです。
- ✓ 環境DDにおける「リスク」とは、企業に対するリスクではなく、環境に対して、企業が原因となったり助長したりする、または直接結びつく負の影響の可能性を指しており、企業の外側に目を向けています。
- ✓ 責任ある企業行動として環境DDを経営に組み込み、プロアクティブ（自ら積極的）に環境への負の影響に対処することが重要です。

## ② ステークホルダーとの対話

- ✓ 従業員、取引先、消費者、市民社会、投資家及び政府等、企業の活動によって影響を受ける可能性のある利害を持つ「ステークホルダー」※との会合、ヒアリング、協議等を行い、双方向にコミュニケーションをすることは、いずれのDDプロセスにおいても重要な要素です。
- ✓ 双方向のコミュニケーションとは、一方的な情報収集ではなく、企業とステークホルダーが相互理解に達するため自由に意見を表明し、視点を共有し、他の見解にも耳を傾けることを意味します。

※ OECDガイダンスでは、ステークホルダーを「企業の活動に影響を受けるかその可能性のある利害を持つ個人または集団である」と定義しています。加えて、「デュエ・ディリジェンスは、影響を受けているステークホルダー（影響を受けたステークホルダー）の利害と同様に、現在は影響を受けていないが今後受ける可能性のあるステークホルダー（影響を受ける可能性のあるステークホルダー）の利害にも関係する」と述べています。

## ③ 防止・軽減する負の影響の種類と目標

- ✓ 環境への負の影響の種類について、現行のOECDガイダンスは下記の例を示しています。
  - 土壌劣化、水源枯渇及び原生林と生物多様性の破壊のいずれかまたは全部による生態系悪化
  - 製品またはサービスにおける生物学的、化学的または物理的な危険性
  - 水質汚染（例えば、適切な廃水処理施設を利用しない廃水の排出）
- ✓ 特定した環境への負の影響の種類によって、国内法が十分ではない場合や、遵守すべき国内法や明確な国際基準が存在しない場合があります。そのような場合は、負の影響の深刻性及び発生可能性、関連する政策目標や社会的要請等を踏まえて、ステークホルダーが妥当と考える水準で自主的な目標を設定することが重要です。

※ 本セミナーでご紹介したとおり、OECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」の2023年改訂版では、企業が関与している場合がある環境への負の影響として、「気候変動」「生物多様性の損失」「陸、海洋及び淡水の生態系の劣化」「森林減少」「大気、水、土壌の汚染」「有害物質を含む廃棄物の不適切管理」を挙げています。また、環境問題及び期待を理解する上で、ベンチマークとなる国際的なコミットメント、多国間協定及びその他の規制枠組みの具体例も挙げています。

## ④ リスクに相応した実施と優先順位付け

- ✓ 環境DDは、環境への負の影響の深刻性及び発生可能性の高さに応じて、実施範囲や方法・頻度を流動的に拡大、または限定して実施します。
- ✓ 特定した全ての環境への負の影響に同時に対処することができない場合には、環境への負の影響の深刻性及び発生可能性を踏まえて優先順位付けを行い、最も重大なものから対処します。

## ⑤ 一連のDDプロセスの継続的な実施

- ✓ 環境DDは、相互に関わり合う一連のプロセスで構成されています。EMSの活用等によって、特定のプロセスだけではなく、すべてのプロセスを実施することが重要です。
- ✓ 近年では、サステナビリティ情報開示においても、DDの重要性が注目されています。
- ✓ 現時点において環境への負の影響が顕在化していないことをもって良しとする（リスクが無いと判断する）ことは、適切ではありません。潜在的な環境への負の影響が存在することを前提に、関連情報の収集、ステークホルダーや専門家への相談等を通じて環境への負の影響の存在を特定し、プロアクティブ（自ら積極的）な姿勢で、DDプロセスを継続して実施することが重要です。
- ✓ 環境への負の影響は人権への負の影響にも関連しています。環境への負の影響と人権への負の影響は、別々ではなく一貫性のある方針の下で対処することで、より効果的なDDの実施につながります。

## ⑥ バリューチェーン全体への目配り

- ✓ 環境DDは、自社の活動が原因となって生じる環境への負の影響だけではなく、バリューチェーン全体で生じ得る環境への負の影響についても、特定・防止・軽減の対象とします。
- ✓ 環境への負の影響を特定する際には、バリューチェーン全体に目を配った上で、自社が環境への負の影響とどのように関わっているかを検討することが重要です。これにより、環境への負の影響への対処の仕方や、是正措置を行うまたは是正のための協力を実施する責任が決まります。

## ⑦ 是正措置の実施、または実施への協力

- ✓ 環境への負の影響が実際に発生した場合には、今後の負の影響を防止する措置を講じつつ、可能な限り、影響を受けた個人または団体が、負の影響が発生しなかった場合に置かれたと考えられる状況に回復できるよう努めます。
- ✓ 企業は、ステークホルダーからの苦情を受け付け、これを解決するためのプロセスを定めた苦情処理システムを自社で構築する、または第三者が構築する苦情処理システムに参加することで、是正の仕組みを提供することができます。苦情処理システムは、是正に加えて、自社が特定できていなかった負の影響の存在の把握や、実施した負の影響の防止・軽減策の結果に関する追跡調査に役立てることもできます。



# 環境DDとEMSのプロセスの親和性

- EMSのプロセスとDDのプロセスには類似点や接続点が多くあり、別々に取り組むのではなく、企業の全社的なリスク管理システムに統合して、包括的に実施すべき要素といえる。
  - OECDのDDガイダンス第Ⅱ部「デュー・ディリジェンスのプロセス」に掲げる1～6の章立てに沿って、EMSのプロセスとの関係性や、DDの実践に向けて充実すべき点などについて解説。
- ※ 国内外で広く普及しているEMSの国際規格であるISO 14001を参照。

### 1. 責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む 1/2

■ 環境DDは、企業が原因で負の環境影響を引き起こしたり助長するリスクに、サプライチェーン等も含めて相応の注意を払うための活動であり、経営や取締役会には社内に責任ある行動を根付かせる責任があります。

OECD DDガイダンス	ポイント	EMSとの関係
1.1 RBC課題に関する方針の立案、採択、周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>多国籍企業行動指針へのコミットメントと自社の事業サプライチェーン等に適用したデュー・ディリジェンス実施計画を明示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する主なISO 14001要求事項：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>5.1 リーダーシップ及びコミットメント</li> <li>5.2 環境方針</li> <li>5.3 組織の役割、責任及び権限</li> <li>7.1 資源</li> <li>7.2 力量</li> <li>7.3 認識</li> <li>8.1 運用の計画及び管理</li> <li>9.3 マネジメントレビュー</li> </ul> </li> </ul>
1.2 RBC課題に関する方針を経営監視機能に組み込む	<ul style="list-style-type: none"> <li>RBC課題に関する方針が通常の事業プロセスの一部として実施されるようにする</li> <li>①DDの監督責任権限を上級管理者に、RBCへの責任を取締役会にへばり担当</li> <li>②方針の実施責任を横断的に適切な部署へ割当</li> <li>③リスク特定と意思決定に必要な情報収集を行う情報システムを構築</li> <li>④上級管理者と実施部署間の伝達ルート構築</li> <li>⑤機能横断的のグループや委員会を創設する等部署間連携を促進</li> <li>⑥関係者に研修を行い必要ならDDの程度に応じた適切なツールを提供</li> <li>⑦方針監視へのインセンティブを創設</li> <li>⑧内部通報・情報開示等の仕組み</li> <li>⑨違反対応・是正措置のプロセス構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「OECD多国籍企業行動指針」では、環境、公衆の安全と健康、持続可能な開発に貢献する方法で一般的に活動を実施する必要性に十分な考慮を払うべきであり、特に、企業に適した環境管理制度（EMS）を設立し、維持するべきとされます。環境DDを実施する上でEMSは基盤になります。EMS・DDのプロセスを自社の一時的な、事業・経営の方針や活動に根付かせる必要があります。</li> <li>EMSの環境方針は、基本的にOECD多国籍企業行動指針の原則と基準に合致していますが、環境DDでは、リスク評価から発見された調査結果に基づいて、最も重大なリスクに関する具体的な方針を策定します。EMSで策定済みの包括的な環境方針を見直し、その下に個別の方針を策定してもよいでしょう。</li> <li>DDでは、経営層は、RBC方針が確実に実施されるための戦略の策定に責任を負います。一方、取締役会には、RBC方針の承認、RBCに影響を及ぼし得る事業戦略の決定への関与、RBC方針が実施されていない場合に措置を講じようとする経営層に課する等の役割があります。コーポレートガバナンス原則における取締役会の重要な責任として、リスク管理システムと法令遵守システムを監督することがあります。よってRBC課題に関する専門知識と責任を有する取締役の関与は有用です。（DDガイダンスp.59 Q.17）。EMSは、経営層に対する要求事項はあるものの、取締役会の機能はあまり強調されません。実効性の高いサプライチェーンとトップの十分な関与は、組織内へのDDの浸透に極めて重要です。</li> <li>サプライヤー等とのエンゲージメントや取引前DD評価、関連リスク管理は、EMSで詳細な規定はないものの、運用管理の中で実施されてきた。(8.1)。期待事項の基準や評価、監査は、国際基準や業界で統一する等して、サプライヤーの負担を減らします。</li> </ul>
1.3 RBCに関する期待事項と方針をサプライヤー等とのエンゲージメントに組み込む	<ul style="list-style-type: none"> <li>方針をサプライヤー等へ伝達</li> <li>関連条件・期待事項をサプライヤーや取引先の契約等に盛り込む</li> <li>DDに関する事前審査プロセスの構築実施</li> <li>サプライヤー等への研修等の提供</li> <li>RBC方針の実施の妨げとなる取引慣行への対応</li> </ul>	

(注) RBC：責任ある企業行動 (Responsible business conduct) の略

1枚目ではOECDのDDガイダンスに関係するISO 14001要求事項の考え方のポイントを説明

### 1. 責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む 2/2

EMS活用のポイント/アンケート結果から

- 経営層の関与
  - 環境DDにEMSを活用している企業は、活用していない企業と比べて、「定期的な経営会議や取締役会への報告」「自社の長期ビジョンや企業戦略への反映」「担当役員の職務の実施割合が有意に高いことが分りました。
- 環境DDに関連する方針の策定
  - 環境DDでEMSを活用している企業は、「重要な環境分野に関する個別の方針」「重要な原材料、製品・サービス、事業領域等に関する環境方針」「グリーン調達方針・基準」を策定している割合が有意に高くなっています。
- EMS活用のメリット・留意点
  - EMSにおいて環境方針が通常の事業プロセスの一部として実施されるようにすることは経営層への要求事項であり、環境DDの実施においてもこの仕組みが活用されて、定期的な経営層への報告や担当役員の設置等が確実に実行されているようです。
  - 他方で、取締役会や経営会議で事業に係る重大な環境・サステナビリティリスクを議論し、長期ビジョンや戦略への反映について検討しているが、EMSのプロセス、環境DDのプロセス、通常の経営システムがそれぞれ別々になっていないか、統合性、効率性、実効性の観点から、振り返るべきかもしれません。
- さらなるDD実践上の課題
  - 環境DDに関する実施体制の整備や経営への統合を行う上では、環境DDの実施に限らず、「十分な人員・予算を確保できないことを課題と感じている企業が最も多くあります（63%及び55%）。また、環境DDを実施している企業では、上記に次いで「他部門との連携が難しい」という課題が多くなっています（48%）。環境DDを組織内に浸透させ、その実施責任を横断的に適切な部署へ割り当て、環境や人々に重大な悪影響を及ぼさない適切なアクションを構築するには、経営の役割です。その観点から、サステナビリティ成果を役員報酬に連動させている企業も少なからずあり、また従業員報酬制度なども有効でしょう。
- 参考となる取組事例
  - 「環境デュー・ディリジェンスに関する取組事例集」(令和3年3月) pp.2-3、① 方針・経営システムへの組み込み (環境省HPへリンク)

経営層の関与	環境DDに関連する方針の策定	実施体制の整備や経営への統合における課題
定期に「経営会議や取締役会へ」報告している 33.3%	環境に関する個別の方針を策定している 35.0%	十分な人員・予算を確保できない 62.7%
必要に応じて「経営会議や取締役会へ」報告している 47.6%	重要な環境分野に関する個別の方針を策定している 47.1%	経営層の経験や知識が十分ではない 28.4%
自社の長期ビジョンや企業戦略に反映している 33.3%	重要な原材料、製品・サービス、事業領域に関する環境方針を策定している 23.0%	他部門との連携が難しい 31.1%
担当役員を配置している 33.3%	グリーン調達方針・基準を策定している 41.2%	内部への浸透が難しい 48.0%
成果を役員報酬に連動させている 8.2%	従業員に関する環境方針を策定している 11.9%	前年同期比 20.6%
関与していない 1.0%	単独で環境に関するサステナビリティ目標を設定している 3.0%	わからない 1.0%
	策定していない 11.9%	その他 21.3%
	策定していない 1.5%	その他 3.9%
	わからない 0.0%	その他 7.1%
		前年同期比 0.7%

※(注1)環境DDにEMSを活用している  
※(注2)環境DDにEMSを活用していない、又は定まっているがわからない  
※(注3)環境DDにEMSを活用している  
※(注4)環境DDにEMSを活用していない、又は定まっているがわからない  
※(注5)環境DDを実施していない、または実施しているがわからない

2枚目では日本企業へのアンケート結果も踏まえたEMS活用のポイントや、既存のEMSだけでは環境DDの実践に不足しがちな留意点を説明



# 環境DDとEMSのプロセスの親和性／プロセス①②

## ① 責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む

### <ポイント>

- ✓ 環境DDは、企業が原因で負の環境影響を引き起こしたり助長するリスクに、サプライチェーン等も含めて相当の注意を払うための活動であり、経営や取締役会には社内に責任ある行動を根付かせる責任があります。

### <EMS活用のメリット・留意点 ~日本企業へのアンケート調査結果も踏まえて~ >

- ✓ EMSにおいて環境方針が通常の事業プロセスの一部として実施されるようにすることは経営層への要求事項であり、環境DDの実施においてもこの仕組みが活用されている企業では、**定期的な経営層への報告や担当役員の設置等**が確実に行われているようです。
- ✓ 他方で、**取締役会や経営会議で事業に係る重大な環境・サステナビリティリスクを議論し、長期ビジョンや戦略への反映について検討しているかについて、EMSのプロセス、環境DDのプロセス、通常の経営システムがそれぞれ別々になっていないか、統合性、効率性、実効性の観点から、振り返るべきかもしれません。**

## ② 企業の事業、製品、またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する

### <ポイント>

- ✓ 環境DDでは、サプライチェーンを含むビジネスの上流（例：仕入先の状況、原料原産地の問題）と下流（例：製品の使用・廃棄場面）における状況の理解、著しい環境側面、ステークホルダーのニーズや順守義務、取り組むべき環境関連リスクの特定により注力し、自社との関わり方を洗い出します。

### <EMS活用のメリット・留意点 ~日本企業へのアンケート調査結果も踏まえて~ >

- ✓ 環境DD実施企業は、**EMSによる既存の堅ろうなしくみを活用**しつつ、さらに感度を上げて、より**幅広い環境リスク関連情報の収集と評価**に努めているといえます。
- ✓ いち早く新たな環境トピックの重要性に気付けることで、企業の強じんさを高めたり、新たなビジネスチャンスにつなげられる可能性があります。
- ✓ 環境への負の影響の特定において、**環境法令以外の多様な情報源を活用できていないと、生物多様性等の新たに重要性が高まってきている環境影響を重要リスクと認識できず、見落してしまう可能性**があります。

## ③ 負の影響を停止する、防止する及び軽減する

### <ポイント>

- ✓ 環境DDでは、負の影響の原因となり助長する活動について、その原因行為がサプライヤー等の場合も含めて是正し、責任を転嫁しません。また、そもそも高リスク取引を行わないような仕組みとカルチャーを作ります。

### <EMS活用のメリット・留意点 ~日本企業へのアンケート調査結果も踏まえて~ >

- ✓ 現行のEMSだけでは、バリューチェーン全体を見据えた環境リスクの管理に至っていない可能性があります。これには、取引関係における自社のポジションも影響するかもしれませんが、負の影響が発生する前にリスク管理を行うための実践可能な取組を十分に行っているか、経営層の意識改革も含めて検討の余地がありそうです。

## ④ 実施状況および結果を追跡調査する

### <ポイント>

- ✓ 環境DDでは、特定された負の影響の防止、軽減、是正措置（またはその支援）の実施状況を、サプライヤー等を含めて追跡し、対応の有効性を評価することが重要です。

### <EMS活用のメリット・留意点 ~日本企業へのアンケート調査結果も踏まえて~ >

- ✓ EMSは、是正処置や内部監査、計画に対するモニタリング・評価、報告の仕組みを備えており、モニタリング・評価の対象には、調達先等の社外を含めることが可能ですが、それが実践されている範囲は、取り組みやすい自社内にとどまっているかもしれません。
- ✓ 環境DDでは、負の影響（の可能性）の性質や深刻性に応じた追跡調査活動が求められます。環境DDへ活用するにあたり、現行EMSのモニタリング範囲の拡大や追跡調査の拡充などの検討が望まれます。

## ⑤ 影響にどのように対処したかを伝える

### <ポイント>

- ✓ 環境DDでは、DDの方針、プロセス、実際のまたは潜在的な負の影響の特定・対応、調査の結果や活動成果について、年次報告書等で開示します。

### <EMS活用のメリット・留意点 ~日本企業へのアンケート調査結果も踏まえて~ >

- ✓ EMSのコミュニケーション要求事項は、企業が自ら内外への報告や情報開示について計画する際の裁量が大きく、**DDに関して期待される情報開示項目に照らして不十分な可能性**があります。情報を必要とする（特に、影響を受けた）ステークホルダーにとってはどのような情報が必要とされるのか等を検討し、コミュニケーションに取り組む必要があります。
- ✓ EMSを活用して、ステークホルダーニーズや法定報告事項等も踏まえたコミュニケーションを実施することで、DDで開示が期待される情報のほとんどについて開示を改善できる可能性があります。しかし、**改善の結果と、実施状況と結果を追跡調査する手段に関しては、まだ開示を実践する上での課題**があるようです。

## ⑥ 適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する

### <ポイント>

- ✓ 環境DDを構成するプロセスとは別に、DDを支える手段として、負の影響を受けたステークホルダー等が苦情を申し立て、企業に対処を求めることができる正当な是正の仕組み（苦情処理メカニズム）を提供する必要があります。

### <EMS活用のメリット・留意点 ~日本企業へのアンケート調査結果も踏まえて~ >

- ✓ EMSでは、外部からの苦情を受け、対応するための仕組みと、負の影響を緩和し、問題を是正（再発防止）するためのプロセスが求められます。この経験があると、比較的容易にDDの是正措置や苦情処理メカニズムも構築が可能です。
- ✓ EMSに「被害者救済」の要求事項はありませんが、**外部からの苦情等を受け、対応する仕組み**は求められています。これを援用して考えれば、少なくとも環境汚染等の負の影響に関する対処として、**ステークホルダーからの情報を検討してリスク管理に反映する、事故や緊急事態に備え対応する、利害関係者からの深刻な苦情に真摯に対応するといった苦情処理メカニズムを構築**できます。併せて、発生した不適合へ対処し、是正処置を行います。